

○射水市障害者公共交通機関等利用助成事業実施要綱

平成17年11月1日

告示第68号

改正 平成21年3月19日告示第31号

平成22年3月26日告示第50号

平成23年5月27日告示第83号

平成24年5月15日告示第129号

平成24年6月25日告示第149号

平成26年3月6日告示第32号

(目的)

第1条 この要綱は、外出困難な心身障害者に対し、公共交通機関の料金又は自動車燃料費の一部を助成すること(以下第3条第1項において「利用助成」という。)により、心身障害者の生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図り、もって心身障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「福祉タクシー」とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を営業者が、その事業の用に供する自動車で、市との間にこの要綱の実施に関し、契約が締結されているものをいう。

2 この要綱において「福祉ガソリン」とは、軽油を含む自動車用燃料の総称をいうものであって、次条に規定する要件に該当する障害者、障害者の親族又は障害者と生計を一にする者が所有する自動車を当該障害者の移動手段として運行するために、市との間にこの要綱の実施に関し、契約を締結した給油所で購入する燃料をいう。

3 この要綱において「コミュニティバス」とは、射水市コミュニティバス運行業務契約書により市と契約を締結した運行事業者が、その事業の用に供するバスをいう。

4 この要綱において「デマンドタクシー」とは、射水市デマンド型交通運行業務契約書により市と契約を締結した運行事業者が、その事業の用に供するタクシーをいう。

5 この要綱において「万葉線」とは、万葉線株式会社が運行する高岡軌道線及び新湊港線をいう。

(利用要件)

第3条 利用助成を受けることができる者は、当該年度の4月1日において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に記録された者で、次項又は第4

項に掲げる要件に該当するものとする。

2 福祉タクシーの利用又は福祉ガソリンの給油をすること(以下次項において「助成」という。)ができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)に規定する1級又は2級のもの

(2) 富山県療育手帳交付要綱(昭和49年富山県告示第165号)第2条の規定により療育手帳の交付を受けている者で、障害の程度がAと判定されたもの

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害程度が1級のもの

3 前項の規定にかかわらず、当該心身障害者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の対象としない。

(1) 射水市移送サービス事業実施要綱(平成21年射水市告示第51号)第3条に規定する利用を受けている者

(2) 射水市高齢者等外出支援サービス事業実施要綱(平成17年射水市告示第56号)第5条に規定する利用券を受けている者

(3) 射水市在宅精神障害者通所施設交通費助成金事業実施要綱(平成18年射水市告示第120号)第4条に規定する助成金を受けている者

(4) 射水市中心身障害児通園通院等介護助成金要綱(平成17年射水市告示第72号)第5条に規定する助成金の交付を受けている対象児童

4 コミュニティバス、デマンドタクシー又は万葉線(以下「コミュニティバス等」という。)の利用助成を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則に規定する3級から6級までのもの

(2) 富山県療育手帳交付要綱第2条の規定により療育手帳の交付を受けている者で、障害の程度がBと判定されたもの

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害程度が2級又は3級のもの

(利用券、給油券又は助成券の交付)

第4条 福祉タクシーを利用し、又は福祉ガソリンを給油しようとする者は、福祉タクシー利用券・福祉ガソリン給油券交付申請書(様式第1号)を市長に提出し、選択により福祉タクシー利用券(様式第2号。以下「利用券」という。)又は福祉ガソリン給油券(様式第2号。以下「給油券」という。)のいずれかの交付を受けなければならない。この場合において、申請者は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(以下「障害者手帳」という。)及び車検証(福祉ガソリン給油券対象者に限る。)を提示しなければならない。

2 市長は、コミュニティバス等の助成券(様式第2号。以下「助成券」という。)を、1年に1回前条第4項に規定する対象者に交付するものとする。

3 利用券、給油券又は助成券の額面金額及び交付枚数は、次のとおりとする。

種類	額面金額	交付枚数
利用券	100円券及び400円券	それぞれ12枚
給油券	500円券	6枚
助成券	50円券	10枚

4 利用券、給油券又は助成券の有効期間は、その交付の日からその日の属する年度の末日までとする。

5 市長は、第1項又は第2項の規定による交付を受けた者が、当該利用券、給油券又は助成券を紛失し、又は汚損しても、再交付しないものとする。

(利用方法)

第5条 前条の規定により利用券、給油券又は助成券の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、福祉タクシーを利用するとき、福祉ガソリンを給油するとき、又はコミュニティバス等に乗車するときは、障害者手帳を提示するとともに、当該タクシー料金に相当する金額を利用券及び現金で、当該福祉ガソリン費に相当する金額を給油券及び現金で、又は当該コミュニティバス等の乗車料金に相当する金額を助成券及び現金でもって支払わなければならない。この場合において、当該タクシー料金の100円未満の額、当該福祉ガソリン費の500円未満の額及び当該コミュニティバス等の乗車料金の50円未満の額については、利用券、給油券又は助成券を利用することができない。

(利用券、給油券又は助成券の返還)

第6条 利用者が第3条の利用要件に該当しなくなったとき、又は死亡したときは、利用者又はその遺族は、速やかに利用券、給油券又は助成券を市長に返還しなければならない。

(不正使用の禁止)

第7条 利用者は、利用券、給油券又は助成券を不正に使用し、又は他人に譲渡してはなら

ない。

- 2 市長は、利用者が前項の規定に違反したときは、利用券、給油券又は助成券の交付を中止することができる。

(不正利得の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により福祉タクシー料金、福祉ガソリン費又はコミュニティバス等の利用の助成を受けていた者があるときは、その助成額の全部又は一部を返還させることができる。

(利用料金の請求)

第9条 第2条の規定により、この要綱の実施に関し契約を締結したタクシー事業者、給油事業者、コミュニティバス運行事業者、デマンドタクシー運行事業者又は万葉線株式会社は、使用された利用券、給油券又は助成券相当額を利用券、給油券又は助成券を添えて、市長に請求するものとする。

(帳簿の備付)

第10条 市長は、利用券又は給油券の交付状況を明らかにするため、福祉タクシー利用券・福祉ガソリン給油券交付台帳(様式第3号)を備え付けるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の規定は、平成18年度から適用し、平成17年度分の福祉タクシー事業については、合併前の新湊市福祉タクシー事業実施要綱(平成4年新湊市告示第33号)、小杉町身体障害者福祉タクシー事業実施要綱(昭和63年小杉町告示第21号)又は大門町身体障害者福祉タクシー助成事業実施要綱(平成元年大門町告示第8号)の例による。ただし、平成17年度内の転居については旧市町村の例による。

附 則(平成21年3月19日告示第31号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(射水市在宅精神障害者通所施設交通費助成事業実施要綱の一部改正)

- 2 射水市在宅精神障害者通所施設交通費助成事業実施要綱(平成18年射水市告示第120号)

の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成22年3月26日告示第50号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(射水市在宅精神障害者通所施設交通費助成事業実施要綱の一部改正)

- 2 射水市在宅精神障害者通所施設交通費助成事業実施要綱(平成18年射水市告示第120号)

の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(射水市移送サービス事業実施要綱の一部改正)

- 3 射水市移送サービス事業実施要綱(平成21年射水市告示第51号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成23年5月27日告示第83号)

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(平成24年5月15日告示第129号)

この告示は、平成24年6月1日から施行する。

附 則(平成24年6月25日告示第149号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成26年3月6日告示第32号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

福祉タクシー利用券・福祉ガソリン給油券交付申請書

年 月 日

射水市長

申請者 住所 射水市
氏名


(障害者との関係)

射水市障害者公共交通機関等利用助成事業実施要綱第4条の規定により、(福祉タクシー利用券・福祉ガソリン給油券)の交付を申請します。

障害者	住所	射水市	男・女	生年月日
	氏名			年 月 日
	手帳番号		都道府県 第 号	
	交付年月日		年 月 日 交付	
	区分	身障手帳	1級・2級	
		療育手帳	A	
		精神障害者手帳	1級	
	※福祉ガソリン給油券を申請する場合のみ記入			
	運転免許証	有・無		
	車両番号	(所有者氏名・続柄：)		
交付番号		備考		


様式第2号(第4条関係)

1 福祉タクシー利用券 表紙

交付番号		
福祉タクシー利用券		
障害者	手帳番号	第 号
	氏名及び 年 齢	(歳)
発行年月日 年 月 日		
発行者 射水市長 		

2 福祉タクシー利用券

交付番号	
射水市福祉タクシー利用券	
¥100	
乗車年月日	年 月 日
乗車区間	~
会社名	
料 金	円(枚)
有効期間 年 月 日まで	
発行者 射水市長 	

交付番号	
射水市福祉タクシー利用券	
¥400	
乗車年月日	年 月 日
乗車区間	~
会社名	
料 金	円(枚)
有効期間 年 月 日まで	
発行者 射水市長 	

3 福祉ガソリン給油券 表紙

交付番号		
射水市福祉ガソリン給油券		
障害者	手帳番号	第 号
	氏名及び年齢	(歳)
車両番号		
発行年月日 年 月 日		
発行者 射水市長 印		

4 福祉ガソリン給油券

交付番号	
射水市福祉ガソリン給油券 ¥500	
会社名	
料 金	円(枚)
有効期間 年 月 日まで	
発行者 射水市長 印	

5 コミュニティバス・デマンドタクシー・万葉線助成券

射水市コミュニティバス・デマンドタクシー・万葉線助成券 ¥50	
有効期間 年 月 日まで	
発行者 射水市長 印	

様式第3号(第10条関係)

福祉タクシー利用券・福祉ガソリン給油券交付台帳

交付 番号	発行 年月日	申請者 氏名	続柄	障害者 氏名	障害者 住所	手帳区 分	手帳番 号	障害名	等級	車 両 番 号	備考
						身体・ 療育・ 精神					
						身体・ 療育・ 精神					
						身体・ 療育・ 精神					
						身体・ 療育・ 精神					
						身体・ 療育・ 精神					
						身体・ 療育・ 精神					
						身体・ 療育・ 精神					
						身体・ 療育・ 精神					
						身体・ 療育・ 精神					
						身体・ 療育・ 精神					
						身体・ 療育・ 精神					

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第10条関係)